

2010年5月

米州開発銀行
(Inter-American Development Bank)

米州開発銀行
2012年6月18日満期ブラジル・リアル建円貨決済債券

販売説明書

－ 売出人 －

楽天証券株式会社

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。本書の内容の正確性および完全性について米州開発銀行の確認を得たものではありません。

本書は、ユーロ市場における米州開発銀行の債券の発行、募集に関するグローバル・デット・プログラムに関する英文の2001年1月8日付発行目論見書(Prospectus、その後の修正および補足を含み、本書中において、「発行目論見書」といいます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券(以下に定義します。)に適用される条件補足書(Pricing Supplement)(発行目論見書および条件補足書を合わせて「発行説明書」と総称します。)の内容を組み込んで作成されています。

<お客様のご負担となる費用について>

- 米州開発銀行2012年6月18日満期ブラジル・リアル建円貨決済債券(以下「本債券」と総称します。)を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の買付または売却にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定する為替スプレッドを加味した為替レートを適用するものとします。当該スプレッドについてのご質問は売出人担当者もしくは最寄の店頭にお尋ねください。
- 本債券の利息および償還金は、支払い時の一定の相場に基づき、一定の算式により換算された円で支払われます。(下記「債券の要項」中の「利息」および「償還および買入(a) 満期償還」をご参照ください)。

<その他ご留意いただく事項>

- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行って下さい。
- 本債券のお申込みにあたっては本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、ご投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
- お買い求めいただいた本債券の価格情報及び格付の状況等につきましては、売出人にお問い合わせください。

売出人

商号等：楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

本債券についてのリスク要因

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因およびその他のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本債券に関して支払われる金額

本債券はブラジル・レアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・レアルで表示されるが、その支払いは、支払い時の一定の相場に基づき換算された円によって行われるため、支払われる円金額は外国為替相場の変動により影響を受ける。ブラジル・レアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。例えば、本債券の取得時に、外貨建て元本1万ブラジル・レアルで買付為替レートが1レアル当り50円であった場合、償還時に為替レートが1レアル当り45円となった場合には元本は5万円毀損する。また、利払い時の為替レートが取得時よりも円高に振れた場合には、利息金額が期待よりも下回る可能性がある。

日本円、ブラジル・レアル間の為替レート

上述のとおり、日本円、ブラジル・レアル間の為替レートの変動は、ブラジル・レアルによる利息支払額および元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、従って、利息支払の日または償還期限前の本債券の価値にも影響を及ぼす。通常の状態のもとでは、本債券の日本円建ての相当価値は、ブラジル・レアルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

金利

本債券については、固定利息額がブラジル・レアルで表示される。従って、償還前の各本債券の価値はブラジル・レアルの金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本債券の価値は、ブラジル・レアルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者（米州開発銀行）および日本国における売出しに関連する売出人は、本書に基づいて売出された本債券につき買取る義務を負うものではない。また、発行者および売出人は、特に必要のない限り、本債券の所持人向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。従って、本債券は非流動的であるため、本債券の所持人は、本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。

信用リスク

発行者の財務・経営状況が著しく悪化した場合、発行者の本債券の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。発行者の格付は、その債務支払能力を評価したものである。

カントリーリスク

本債券には、ブラジル連邦共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国の通貨建ての債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在する。従って、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本債券の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

税金

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本債券の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて、本債券への投資が適切であるかを十分に考慮した後に限り、投資判断を下すべきである。

目 次

	頁
売 出 要 項	1
本 債 券 の 要 項	2
課 税 上 の 取 扱 い	8
上 場	9
そ の 他	9
米州開発銀行の要約情報	10

米州開発銀行は、米州開発銀行を設立する協定（以下「設立協定」という。）に基づいて1959年12月に設立された国際機関であり、その本部所在地は、アメリカ合衆国ワシントンD.C.です。米州開発銀行は、2009年3月13日付の英文の情報説明書（Information Statement）（以下「情報説明書」という。）を発行しており、同説明書には、米州開発銀行の業務、資本構成、運営、設立協定および法的地位等が記載されており、2008年12月31日付の監査済財務書類が含まれています。また、米州開発銀行は、「Inter-American Development Bank Annual Report 2009」と題する文書（以下「2009年度年次報告書」という。）を開示しており、同文書には、2009年12月31日付の監査済財務書類が含まれています。本書中の「米州開発銀行の要約情報」は、情報説明書および2009年度年次報告書からの抜粋の翻訳です。情報説明書はインターネット（URL：http://www.iadb.org/fin/financial_info.cfm）により入手可能です。投資家は、米州開発銀行の活動および財政に関する包括的理解のためにこの要約情報に依拠すべきではありません。本書に記載されている事項の正確な理解のためには、発行説明書、情報説明書および2009年度年次報告書をご参照下さい。

売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。

本債券の元利金はブラジル・リアル建ですので、外国為替相場の変動により円で換算した支払額がその影響を受けます。

本書において、「ブラジル・リアル」および「リアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・リアルを意味します。

米州開発銀行

2012年6月18日満期ブラジル・リアル建円貨決済債券

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
楽 天 証 券 株 式 会 社	東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイド楽天タワー

売 出 債 券 の 名 称	米州開発銀行 2012年6月18日満期ブラジル・リアル建円貨決済債券（本書中において「本債券」という。）		
記名・無記名の別	無 記 名 式	売 出 券 面 総 額	750万リアル（注1）
各 債 券 の 金 額	10,000リアル	売 出 価 格	額面金額の100%
売 出 価 格 の 総 額	750万リアル	利 率	年9.10%(注2)
償 還 期 限	2012年6月18日 (ロンドン時間)	売 出 期 間	2010年5月18日から 2010年6月15日まで
受 渡 期 日	2010年6月18日	申 込 単 位	額面10,000リアルの整数倍
申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店および各支店（注3）		

(注1) 本債券の発行額面総額は、750万リアルです。ただし、発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額は、2010年6月9日頃までに増額される可能性があります。最終的な発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額については、2010年6月10日以降に売出人にお問い合わせください。

(注2) 利息額は円で支払われます。実際に支払われる利息額については、後記「本債券の要項」中の「利息」の項を参照下さい。

(注3) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の債券の交付は行ないません。なお、券面については、後記「本債券の要項」中の「様式、券面種類、権原および通貨」の項を参照下さい。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはなりません。

(注4) 本売出しの対象である本債券は、米州開発銀行のグローバル・デット・プログラムに基づきユーロ市場で募集され、2010年6月17日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）に発行されます。

グローバル・デット・プログラムについては、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インクからAaa、またスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズからAAAの格付を取得しています。

本債券の要項

(要約訳文)

本債券は、米州開発銀行（以下「発行者」または「米州開発銀行」という。）とシティバンク、エヌ・エイ（以下「包括代理人」という。かかる用語には、包括代理契約（以下に定義される。）に基づく承継包括代理人が含まれる。）との間の2001年1月8日付包括代理契約（その時々々の修正および補足を含み、以下「包括代理契約」という。）に従って発行される。包括代理契約には本債券および当該本債券に関する利札（もしあれば）の様式が含まれる。包括代理契約の写しは、包括代理人および支払代理人（下記「支払」に定義される。）の指定事務所において閲覧に供される。包括代理契約は、支払代理人等を含むその他の代理人の指名について規定している。本債券および（もしあれば）利札の所持人は、包括代理契約の適用あるすべての規定について通知を受けたものとみなされる。

様式、券面種類、権原および通貨

本債券は無記名式とし、額面金額は10,000 レアルとする。本債券は無利札の大券により表章され、利札付確定債券は一定の場合に発行される。後記「包括債券」を参照。本債券の額面金額を他の額面金額に変更することはできない。

本債券およびその付属利札の権利は交付により移転する。

本債券および利札の「所持人」とは、本債券または利札の持参人をいう。本債券または利札の所持人は、本債券または利札の支払期日が経過したか否かを問わず、当該本債券もしくは利札のまたはそのために支払を受けること、また、その他一切の目的のために、当該本債券または利札の絶対的所有者とみなされ、絶対的所有者として取り扱われることができる。当該所持人に対する本債券または利札に関する一切の支払は有効であり、かつ、そのように支払われた当該本債券または利札の金額については、発行者はその支払義務を有効に免責される。

地 位

本債券は、発行者の直接かつ無担保の債務を構成し、互いに優先することなく発行者の他の一切の無担保かつ非劣後債務と同順位である。

本債券はいかなる政府の債務でもない。

担保制限条項

本債券が未償還である限り（ただし、元利金すべてが包括代理人に支払われるまでの間に限る。）、発行者は、発行者がその借入金のために現在までに発行し、債務を引き受けもしくは保証しているまたは将来発行し、債務を引き受けもしくは保証する債券、ノートまたはその他の債務証券の担保として、発行者の財産または資産にいかなる抵当権、質権もしくはその他の担保権（ただし、発行者が買入代金債務の全部または一部を担保するために当該買入財産の上に設定する抵当権、質権またはその他の担保権を除く。）をも設定させず、かかる設定を許容しない。ただし、本債券に、かかるその他の債券、ノートまたは債務証券と同順位でかつその割合に応じて抵当権、質権またはその他の担保権が付される場合はこの限りでない。

利 息

各本債券は、2010年6月18日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）からその額面金額に対して年9.10%の利率で利息が付される。本債券の利息は、2010年12月18日を初回とし、2012年6月18日を最終回とする毎年6月18日および12月18日（かかる日を、それぞれ以下「利払日」という。）に、当該利払日（その日を含まない。）までの各期間について支払われる。各期間についての利息は、額面金額10,000 レアルの各本債券について、455.00 レアルであるが、かかるレアル額は、以下の算式に従って円額に換算され、かかる円額で支払われる。

455.00 レアル × 支払時為替参照レート (1円未満四捨五入)

計算代理人は実務上可能な限り早く、本書記載の手続に従って支払時為替参照レートを決定し、各利息期間に関する各本債券の利息額 (円額) を計算する。

「支払時為替参照レート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、為替参照レート決定日の午後6時 (サンパウロ時間) 頃のPTAXレートのASKサイドの数値の逆数 (小数第3位を四捨五入) を意味する。

「PTAXレート」とは、ある為替参照レート決定日に関して、ブラジル中央銀行が取引コードPTAX- 800 (「Consultas de Cambio」または「Exchange Rate Enquiry」) のOption 5、"Venda" (「Cotacões para Contabilidade」または「Rates for Accounting Purposes」) のSISBACENデータ・システム上で公表し、またブルームバーグページ<BZFXJPY index> (またはブラジル中央銀行が公表する参照円/レアル為替レートを表示する目的の代替のページもしくはサービス) に表示される1円当りのレアルの数値として表示される円/レアル商業レートを意味する。

ある為替参照レート決定日にPTAXレートが利用できない場合、為替参照レート決定日の米ドル/円ビッドレートを為替参照レート決定日のBRL12で除して計算される (小数第3位を四捨五入)。

ある特定の日の「米ドル/円ビッドレート」とは、関連する為替参照レート決定日の午後4時 (ロンドン時間) 頃にWMカンパニーによりブルームバーグページWMCO<go>上で公表される1米ドル当たりの円のBIDレートを意味する。

ある為替参照レート決定日の「BRL12」とは、EMTAまたはEMTAがその単独の裁量により選定するサービス提供者により、EMTAブラジル・レアル産業調査方法論に従って計算され、為替参照レート決定日の午後3時45分 (サンパウロ時間) 頃またはその後実務的に可能な限り直ちにEMTAのウェブサイト (www.emta.org) で公表される、1米ドル当たりのレアルの数値として表示されるアメリカ合衆国法定通貨 (USD) のためのレアル/米ドル特定レートである2007年1月12日現在改訂済のISDA 1998 FX and Currency Options Definitionsに特定されている外国為替レートを意味する。

「EMTAブラジル・レアル産業調査方法論」とは、BRL12を決定するためにレアル/米ドル直物為替市場のアクティブな参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための2004年3月1日付の方法論 (その後の修正を含む。) を意味する。

「為替参照レート決定日」とは、特定の利払日および償還期限それぞれの日の10ブラジル営業日前の日を意味する。ただし、当日がブラジル営業日でない場合、直前のブラジル営業日が当該為替参照レート決定日となる。また為替参照レート決定日と支払日との間に予定外休日がある場合は、それによるかかる為替参照レート決定日の調整はなされない。

「ブラジル営業日」とは、ブラジル中央銀行により定義される、ブラジルにおいて銀行が営業を行っている日 (土曜日および日曜日を除く。) を意味する。

「予定外休日」とは、ブラジル営業日でない日であって、関連する為替参照レート決定日の2ブラジル営業日前の日の午前9時 (サンパウロ時間) 後まで市場がその日がブラジル営業日でないという事実を、公表または他の公に利用できる情報を参照することによっては知らなかった日を意味する。

関連する為替参照レート決定日にPTAXレートおよびBRL12または米ドル/円ビッドレートのいずれかが利用できない場合、計算代理人は、その単独の裁量により、関連する市場の慣行を考慮の上、誠実かつ商業的に妥当な方法により、かかる為替参照レート決定日の支払時為替参照レートを決定する。

「計算代理人」は、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーとする。

利払日に支払われる利息額または償還額が、PTAX レートを使用しない方法で計算された場合には、包括代理人は発行者に代わり、下記「通知」に従って本債券の所持人に対し実務的に合理的に可能な限り早く通知する。

各為替参照レート決定日に関し、関連する支払時為替参照レートの決定後合理的に実務上可能な限り早く、当該支払時為替参照レートが決定された日（かかる日が関連営業日でない場合は、直後の関連営業日）に、計算代理人は発行者および包括代理人に対し、関連する支払時為替参照レート、利息額および償還額または期限前償還額を通知する。

計算代理人によるすべての決定は、明白な誤謬のない限り、最終のものであり、すべての当事者（発行者および本債券の所持人を含む。）に効力を有する。かかる決定は、発行者と計算代理人間の計算代理人契約に従って計算代理人の単独の裁量により誠実にかつ商業的に合理的な方法により行われる。

利払日または償還期限が関連営業日でない場合、利払日または償還期限は、翌関連営業日となる。ただし、翌関連営業日が翌暦月の日となる場合は、利払日または償還期限は、直前の関連営業日とする。かかる利払日または償還期限の調整により利息金額は調整されない。

「関連営業日」とは、(i) ロンドン市、東京都、ニューヨーク市およびサンパウロ市において、銀行および外国為替市場が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）を意味する。

各本債券に対する利息はその償還期限以降付されない。ただし、本債券を適切に呈示をしたにもかかわらず、本債券に基づき支払われるべき金額の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合を除く。かかる場合には、利息は償還期限（その日を含む。）から当該日（その日を含まない。）までの期間につき上記売出要項記載の利率で継続して付される。支払われる利息額については、上記の規定が準用される。本書において「当該日」とは、本債券または利札につきその支払期限が最初に到来する日、または（包括代理人が支払われるべき金額の全額を当該支払期日以前に受領していない場合には）かかる金額が上記の通り受領され、支払可能となった旨の通知が下記「通知」に従って本債券の所持人に対し適法に行われた日をいう。

利払日から翌利払日（または付利開始日から初回利払日）までの期間に満たない期間についての利息は、1年を各月30日の12か月からなる360日として計算される。

償還および買入

(a) 満期償還

下記に従い本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、その償還期限である2012年6月18日に償還される。

各本債券についての償還額は、額面金額10,000レアルの各本債券について、10,000レアルであるが、かかるレアル額は、償還にかかる為替参照レート決定日に計算代理人により以下の算式に従って円額に換算され、かかる円額で支払われる。

$$10,000 \text{ レアル} \times \text{支払時為替参照レート (1円未満四捨五入)}$$

(b) 買入

発行者は、随時、いかなる価格でも、公開市場またはその他において（本債券に関連する期限未到来のすべての利札とともに）本債券を買い入れまたはその他の方法で取得することができる。

(c) 消却

償還された本債券はすべて、直ちに消却されるものとし、再販売または再発行されないものとする。買い入れまたは取得された本債券、およびかかる本債券に付属するかまたはかかる本債券とともに買い入れもしくは取得された期限未到来の利札はすべて、消却、再発行または再販売可能である。

支 払

本債券に関する元利金は、支払代理人の米国およびその属領外に所在する指定事務所で関連ある本債券または利札の呈示および引渡しと引換に、東京都に所在する銀行宛に振り出された円小切手、ま

たは所持人の選択により、支払受領者が、東京都に所在する銀行に維持する円口座に振込むことにより、支払われる。

本債券または利札に関する支払期日が (x) 関連営業日および、(y) 当該呈示地において銀行が営業を行っている日、ならびに (z) 銀行に維持されている円口座に振込むことにより支払を行う場合には、東京都において円での取引が行われうる日ではない場合、所持人はその翌日まで支払を受ける権利を有さず、またかかる支払の繰延により利息その他の金額の支払を受ける権利を有さない。

本債券の償還または払戻期日が利払日に当たらない場合、直前の利払日もしくは(場合により)付利開始日から発生する利息は、関連ある本債券の呈示(および必要な場合にはその引渡し)がなされた場合にのみ支払われる。

支払はすべて適用ある法律および規則に従う。

発行者が指名する当初の包括代理人およびその他の支払代理人(包括代理人と合わせて本書中において「支払代理人」という。)の指定事務所は以下のとおりである。

包括代理人
Citibank, N.A.
Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB
支払代理人

Kredietbank S.A.Luxembourgeoise
43 Boulevard Royal
L-2955 Luxembourg

発行者は、随時、支払代理人の指名に関する条件を変更し、その指名を終了させる権利、および追加またはその他の支払代理人を指名する権利を留保する。ただし、発行者は、包括代理人およびヨーロッパの一都市に指定事務所を有する支払代理人を常に維持するものとする。

かかる変更または指定事務所の変更に関する通知は、下記「通知」の規定に従って本債券の所持人に対し速やかに行われる。

本債券は元金の支払を受けるために、その期限未到来の付属利札(もしあれば)すべてとともに引き渡される。期限未到来の欠缺利札面金額(または、全額の支払がなされなかった場合、欠缺利札面金額のうち、支払われた元金額の支払われるべき元金額全額に対する割合に相当する金額)に等しい金額を支払われるべき元金から控除する。控除された金額は、元金の支払のための当該日から10年以内に期限未到来の当該欠缺利札の引渡しと引換に上記の方法で支払われる。元金の支払期日が利払日以外の日である場合、かかる元金から生じる利息は、当該本債券の呈示によってのみ支払われる。

本債券に関するすべての支払は円で行われる。本債券の支払期日の到来時に、本債券の支払通貨が日本国政府によって公共および民間債務を支払うために使用されなくなった場合、発行者は、かかる支払時に日本国においてかかる債務を支払うための法定通貨である他の通貨により、かかる支払を行う権利を有する。更に、円が、日本国政府によって公共および民間債務を支払うために、もしくは当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において、使用されなくなった、または本債券に関する支払がなされるべきときに発行者の制御できない状況の結果として利用できないと考えられる場合に、発行者はかかる支払にかかる支払の2営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる円の電信為替買相場に基づいて、またはかかる相場が当該2営業日前の日に利用不能の場合は当該2営業日前の日の直前の利用可能な相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払に関する発行者の義務を履行することができる。かかる状況下でかかるその他の通貨または米ドルでなされた支払は、有効な支払となり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

未請求の支払

本債券の元金または利息につき、かかる元金または利息の支払期日が到来した後1年を経過する時点で未請求のまま残っている、発行者が支払い、かつ、包括代理人が保管する金員はすべて、発行者からその他の方法を指示される場合を除き、その利息（もしあれば）とともに包括代理人から発行者に払戻され、法により許容される範囲において、その後は関連ある本債券の所持人に対して発行者によってのみ支払われる。

債務不履行

発行者が発行し、債務を引き受けまたは保証した債券またはノート（本債券を含む。）またはその他類似の債務に関する元金または利息の支払または買入基金もしくは減債基金に関する何らかの約定の履行を発行者が怠った場合で、かつ、かかる債務不履行が90日間継続した場合、その後かかる債務不履行が継続している間はいつでも、本債券の所持人は、発行者に対し、アメリカ合衆国ワシントンD.C.に所在のあるその主要な事務所において、自らが保有するすべての本債券につき期限の利益喪失を宣言することを選択する旨の書面による通知（かかる通知には連続番号またはその他の識別番号および額面金額を記載する。）を交付すること、または交付させることができる。上記の如くかかる通知が発行者に交付された後30日目の日に、それ以前に存在していたかかる債務不履行すべてがその時までには治癒されていない限り、当該本債券は期限が到来し、本債券の期限前償還額に上記「利息」の規定に従って決定される経過利息を付して支払われるべきものとなる。各本債券についての期限前償還額は、為替参照レート決定日に計算代理人により以下の算式に従って計算される円額で支払われる。

10,000 レアル × 支払時為替参照レート（1円未満四捨五入）

ただし、上記の算式中の支払時為替参照レートをとる為替参照レート決定日は、期限前償還日の10ブラジル営業日前の日とする。

代り債券および利札

本債券または利札が紛失、盗失、滅失、汚損または破損した場合、ロンドン市に所在のある包括代理人の指定事務所において、請求者が交換に関連して発生する費用を支払い、また発行者が要求する証拠、担保および補償その他に関する条件に従うことを条件として、代り債券または利札と交換できる。汚損または破損した本債券または利札は、かかる代り債券または利札が発行される前に引き渡されなければならない。

追加発行

発行者は、随時、本債券および利札の所持人の同意がなくとも、未償還の本債券と単一の銘柄を形成する追加の債券を創設し、発行することができる。

修正

発行者および包括代理人は、本債券および利札の所持人の同意がなくとも、(i) 発行者および包括代理人の合理的な意見により、本債券の所持人または利札の所持人の利益を著しく侵害することのない、(ii) 形式上、些細なもしくは技術上の、または (iii) 明白な誤りを修正することを目的とした、本債券の要項または包括代理契約の規定の修正につき合意することができる。

包括代理人等

包括代理契約に基づいて行為する際、包括代理人、支払代理人、その他の代理人は発行者の代理人としてのみ行為し、いかなる本債券の所持人に対しても義務を負担せず、または代理関係もしくは信託関係を有しない。

通 知

本債券に関する通知はすべて、ニューヨーク市で一般に頒布される主要な日刊英字新聞およびロンドン市で一般に頒布される主要な日刊英字新聞に一度以上掲載される。通常、かかる通知は、ニューヨーク市においてはウォール・ストリート・ジャーナル、ロンドン市においてはファイナンシャル・タイムズに掲載される予定である。通知は、二度以上または異なる日に掲載される場合、上記の新聞に最初に掲載された日になされたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って本債券の所持人に対してなされた通知の内容につき通知を受けているものとみなされる。

準 拠 法

本債券および利札は、ニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈される。

包括債券

本債券は、当初、無利札の無記名式仮大券（以下「仮大券」という。）により表章される。その発行日に、ユーロクリア・システムのオペレーターであるユーロクリア・バンク・エヌビー（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム」という。）の共通預託機関に預託される。仮大券上の権利は、交換日（以下に定義される。）以降にその全部または一部を、本債券を表章する無利札の無記名式恒久大券（以下「恒久大券」という。）上の権利と交換することができる。

仮大券および恒久大券は、本債券が包括様式をとっている限り本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には上記本債券の要項を補完するものがある。下記は、かかる条項の要約である。

交 換 仮大券の権利は、関連決済機構が包括代理契約に記載された様式に従って実質的所有者が米国人でない旨の証明書が提出された場合、発行日後 40 日目の日（以下「交換日」という。）以降に恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。恒久大券上の権利は、(i) 恒久大券が決済機構のために保有されており、かつ、当該決済機構が（法律その他の理由による休日の場合を除き）14 日間連続して業務を閉鎖し、または業務を永久に停止する意思がある旨を発表し、または実際に業務を永久に停止し、当該保有者が包括代理人に書面による通知を行う場合また (ii) 当該実質的所有者に代わりユーロクリアおよびクリアストリームから発行者と包括代理人に宛てた 60 日以上事前の書面による通知がなされた場合は、当該保有者の選択により、これを無記名式利札付きの確定債券に交換することができる。ただし、本債券の元金の支払期日を最終日とする 15 日間、包括代理人は当該交換はせず、また本債券の所持人は当該交換を要求できない。かかる恒久大券の権利の全てが交換されたときに、発行者は、所持人の要求があれば、かかる恒久大券を消却の上、所持人に返還することを確約する。

支 払 交換前においては、仮大券に関する支払は関連決済機構による実質的所有者が米国人でない旨の証明書と引換えにおいてのみこれを行う。交換時以降は、仮大券に関する支払は行わない。ただし、恒久大券上の持分への交換が不当に留保されまたは拒絶された場合はこの限りでない。恒久大券が表章する本債券の元金および利息の支払は、恒久大券への記載のための呈示がなされたとき、および、本債券に関してそれ以降支払が行われない場合は、包括代理人もしくはその指図する者またはかかる目的のために本債券の所持人に対する通知に定めるその他の支払代理人もしくはその指図する者に対する恒久大券の提出がなされたときに、これを行う。各支払実施の記録は、恒久大券の然るべき付表上に記載することによりこれを行い、かかる記載は本債券に関して当該支払が行われたことについての一応の証拠となる。

通 知 本債券が恒久大券により表章され、かかる恒久大券が決済機構のために保有されている限り、本債券の所持人に対する通知は、その権利を有する口座保有者に対する連絡を行うためにかかる決済機構に対して通知書を交付することにより行われうる。

買入れおよび消却 発行者が買い入れた後に消却することを選択した本債券の消却は、恒久大券の元金額を減額することによりこれを行う。

債務不履行 恒久大券の所持人は、上記「債務不履行」に記載する事情が存するときは、かかる恒久大券の全部または一部につき、期限の利益を喪失させる本債券の元金額を記載して発行者に通知することにより、期限の利益を喪失させることができる。

課税上の取扱い

一 般

本債券およびその利息は一般に租税に服する。

設立協定には、(a) 本債券を発行者が発行したことのみを理由として本債券に対して不利な差別を設ける課税、または (b) 本債券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または発行者が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税については、本債券およびその利息は発行者の加盟国の租税に服さない。さらに発行者は、設立協定に基づき、本債券に関し源泉徴収を行うか、または租税を支払う義務はない。従って、本債券の支払は、かかる租税につき減額されることなく包括代理人に対して行われる。

欧州連合は、貯蓄収入の課税に関する指令（以下「貯蓄指令」という。）を採択した。貯蓄指令は、以下に定義される加盟国に対し、ある者が加盟国居住の個人に対し支払った利息その他類似の収入についての詳細を他の加盟国の課税当局に提供すること（ただし、オーストリア、ベルギーおよびルクセンブルグは、これに代り、移行期間において（かかる期間中に他の選択を行わない限り）、源泉徴収を行う。）を要求している。

米州開銀は、貯蓄指令に従って租税を源泉徴収または控除する義務のない欧州連合の加盟国（本書において「加盟国」という。）に支払代理人を維持することを承認し、約束する。

米国の租税

米国内国歳入庁通牒第 230 号に係る通知：内国歳入庁通牒 230 号の遵守を確かなものとするため、購入予定投資家に対し、次の通り通知する。

(イ) 発行説明書、その他本債券に関する条件補足書に含まれ、または言及されている米国連邦税の記述は、米国内国歳入法に基づき課される罰則を免れる目的で使用されることを意図しておらず、かかる使用のために記載されたものでもなく、また、かかる目的のために使用することはできず、(ロ) 当該記述は、条件決定補足書に記載の取引または事項の販売促進または市場開拓に関して使用するため記載されたものであり、また (ハ) 投資家は、独立した税務顧問から個別の状況に応じた助言を求めべきである。

本書の「米国の租税」の記載は、一般的要約にすぎず、予期しうるすべての租税の問題を網羅的に記載したものではなく、また、特定の投資家に対する法律、営業または租税のアドバイスを意図するものではなく、またそのように解すべきではない。各投資家は、適用ある米国連邦、州および地方税法、米国外の租税ならびにありうる税法変更の効果を含む本債券の取得、所有および処分についての特定の税務上の影響について、自身の税務顧問に相談すべきである。

日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税法上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券の課税関係、適用される租税法、特に無記名式債券に関する租税法、本債券に投資することによるリスクおよび本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の居住者および内国法人が本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその超過額は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。なお本債券の譲渡によって生ずる所得については、その譲渡人が法人である場合には益金となるが、個人である場合には原則として日本国の租税は課せられない。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人および売出取扱人を含む。）を通じて交付される場合には、現行法令上、原則として、20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉徴収税が課される（源泉徴収税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

上 場

本債券はいかなる証券取引所にも上場される予定はない。

そ の 他

本売出しについては、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

米州開発銀行の要約情報

下記の情報は、2009年3月13日付の情報説明書および2009年度年次報告書中の情報からの翻訳である。投資家は、米州開発銀行の活動および財政に関する包括的理解のためにこの抜粋部分に依拠すべきではない。これらの事項を完全に理解するには、投資家は、情報説明書および2009年度年次報告書全体を精査すべきである。

概 要

米州開発銀行は環境的に持続可能な成長を促進することによるラテン・アメリカおよびカリブ海諸国の更なる経済的、社会的発展ならびに貧困の減少および社会的平等を促進することを目的としている。米州開発銀行は、1959年に米州開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）に基づき設立された国際機関で、加盟国により所有されている。米州開発銀行の加盟国には26の借入国および22の非借入国が含まれている。持分比率での5大加盟国は、米国、アルゼンチン、ブラジル、メキシコおよびベネズエラである。

米州開発銀行の財源は通常資本、特別業務基金（FSO）、中期融資枠勘定（IFF）および米州開発銀行交付金枠（GRF）からなる。

米州開発銀行の財務的強さは、加盟国から受ける援助ならびにその財務方針およびプラクティスに基づいている。加盟国の援助は、受領済の資本および借入加盟国の債務支払義務の誠実性に反映されている。堅実な財務方針およびプラクティスにより、米州開発銀行は、内部留保を設定し、その資金調達源を多様化し、流動投資の大規模なポートフォリオを保有し、かつ、信用、市場および流動性リスクを含む様々なリスクを制限している。米州開発銀行の目的は、適切な水準の利益を得て、その財務的強度を保持し、その開発活動を維持することにある。

表1は、過去5年間の抜粋財務データを表わしている。主要資産は加盟国への貸付金である。2009年12月31日現在、貸付残高の95%は、政府系保証付である。一定の制限の下、貸付および保証残高（成長性維持のための流動性プログラム（流動性プログラム）に基づく緊急貸出および貸付を除く。）の10%までの貸付および保証は、政府系保証なしで民間部門および準政府系法人へ直接行うことができる。

米州開発銀行は、様々な通貨、年限、仕組および様式の債務証券を世界中の投資家に対して発行する。これらの借入は、米州開発銀行の資本とともに、貸出、投資活動および一般業務の資金として使用される。

スワップ後の資産および債務は、主に米ドルで保有されるが、ユーロ、日本円およびスイスフランでも保有される。米州開発銀行は、債務通貨を資産通貨と合致させることにより為替リスクを最小化している。しかし、資産、債務、収益および費用の報告水準は、かかる主要通貨と報告通貨である米ドル間の為替レートの変動に影響される。更に、米州開発銀行は、その資本通貨をその貸付金と合致させており、為替レートの変動は、そのリスク負担能力に重大な影響を及ぼさない。

財務ハイライト

貸出業務：表1は、米州開発銀行の貸出の要約およびその他の抜粋財務データを表示している。昨年末に始まった動向が継続し、米州開発銀行は、貸付承認額および貸出実行純額が、2008年度と比較し、それぞれ42億米ドルおよび45億米ドル増加し、年度における貸出業務は大幅に増加した。貸付承認額は、153億米ドル（148貸出）（緊急貸出および流動性プログラムに基づき承認された16億米ドル（4貸出）を含む。）で、2008年度は、これらはそれぞれ、111億米ドル（131貸出）および9億ドル（4貸出）であった。貸出承認の相当な増加は、現在の金融危機の結果としての米州開発銀行による貸付要求の増加が大きく影響した。貸付承認の未実行部分は、2008年度末の198億米ドルから2009年度末は、216億米ドルに増加した。

今年度中に、2008年度同様、対応する政府系保証なしの非取引関連保証1つ、1,000万米ドルが承認された。更に、105の取引金融保証、総額1億8,700万米ドルが発せられた（2008年度－136の保証、総額2億300万米ドル）。

政府系保証のない貸付ポートフォリオは、2008年12月31日現在の24億米ドルと比べ、5億米ドル増加し、29億米ドルの水準となった。更に、政府系保証なしのエクスポージャーの総額は、前年度の8億7,000万米ドルと比べ、3,600万米ドル減少して、8億3,400万米ドルとなった。2009年12月31日現在、貸付・保証残高（流動性プログラムに基づく緊急貸出・貸付を除く。）の6.4%（2008年12月31日現在、6.3%）が政府系保証なしで行われた。

2008年度に、米州開銀は、ある借入加盟国における政府系保証のない貸付を承認し、そのうち、2億8,800万米ドルが実行された。その後同年中に、その国の憲法裁判所は、米州開銀の融資を承認した政府命令が憲法違反である旨宣言した。2009年度に、当該加盟国の議会は、政府が貸付全額を引受け、期限前弁済することを認めること等を許可する補助金法を承認した。補助金法により、2009年12月15日に、当該政府は、貸付額全額を期限前弁済した。貸付・保証損失引当総額は、2008年12月31日現在の1億6,900万米ドルに比べ、2009年12月31日現在は、1億4,800万米ドルであった。この減少は、毀損に区分される政府系保証のない貸付残高が減少したことが大きな理由である。米州開銀は、2008年12月31日現在の2億8,800万米ドルに対し、2009年12月31日現在は、政府系保証のない貸付が、1億1,000万米ドルであった。すべての毀損した貸付は、2,900万米ドルの特定の貸倒引当金を有している。

単一通貨枠（SCF）および通貨プーリング・システム（CPS）調整可能レート・ローンのLIBOR基準ローンへの転換：借入人が米州開銀への債務をよりよく管理できるようにするため、柔軟性のある市場基準の商品の開発を継続する米州開銀の努力の一部として、2009年1月に理事会は、(i)借入人に対し、2009年および2010年の特定の日にSCFおよびCPSの調整可能レート商品を米ドルLIBOR基準または固定基準のコストレートまたはこれらが複合したものに転換する旨申し入れること、および(ii)2009年6月30日にSCFの調整可能レート商品を解消することを承認した。

CPS ローンは、以前2003年に解消されている。最初のトランシェの結果として、263億米ドルの貸付残高が2009年8月1日付で市場レートで転換された。更に米州開銀は、約97億米ドルの想定総額の金利・元本スワップを実行した。かかる実行は、様々なスワップ相手方との間で競争的基準でなされ、米州開銀はスワップのエクスポージャーを多様化することができた。

借入活動：増大する貸付需要の資金調達のため、米州開銀は、額面金額合計179億米ドル（2008年－111億米ドル）相当額の中・長期の債券を発行し、162億米ドル（2008年－107億米ドル）相当額の発行手取金があった。平均年限は4.6年（2008年－4.8年）であった。かかる債券は、大規模なグローバル・ベンチマーク債と特定のセグメントの需要に照準を合わせた小規模な取引を組み合わせる戦略を通じて発行された。

財務結果：2008年は業務損失が9億7,200万米ドルだったのに対し、2009年は業務利益が12億9,400万米ドルであった。この22億6,600万米ドルの増収は、2008年度と比べ、主に米州開銀のトレーディング投資ポートフォリオにおける約21億4,200万米ドルの投資収益の増加および2008年度には9,300万米ドルの繰入だった貸付・保証損失引当金が2009年度は2,100万米ドルの戻入だったこと（1億1,200万米ドルの非利息費用純額の増加により一部相殺された。）による、22億5,000万米ドルの利息収入純額の増加による。2009年度中に、米州開銀は購入価格に関連する3,200万米ドルの損失の実現化（2008年度は7,100万米ドル）を行った。2009年度中の些細な元本損失および2007年度以来デフォルト状態の1,400万米ドルの公正価値の資産担保付コマーシャル・ペーパーを除き、投資ポートフォリオは継続して、成果を上げている。

貸付手数料は、通常資本貸付のための貸出レート方法論に関する米州開銀の指針の適用される規定に従った米州開銀の貸付手数料の見直しの一環として理事会により定期的に設定される。2009年上半期中は、理事会は、貸付手数料を2008年下半期と同じ水準（0.30%の貸出スプレッド、0.25%のクレジット手数料、監督、調査報酬無料）に据置いた。

金利変動は、長期的には、対応した業務利益の変動をもたらすが、単年度における効果は、エクイティは多くの場合、固定レート資産で調達していること、および債務で調達した資産に関しては、金利エクスポージャーは多くの場合、借入人に転嫁されているか、デリバティブ商品の使用を通じてヘッジされている事実により、比較的小さい。

大多数の借入に公正価値を選択していることにより、非トレーディング・デリバティブの公正価値の変動は、随伴する借入の公正価値の変動によって大幅に相殺される。しかしながら、収益の変動性は、米州開銀のクレジット・スプレッドおよびスワップ・ベシス・スプレッドにおける変動（これらは、それぞれ借入およびスワップの価値に影響する。）ならびに貸出スワップの公正価値の変動から（これは、すべての米州開銀の貸付が償却費用で記帳されるため、貸付の公正価値の対応する変動により相殺されないためである。）もたらされる。

公正価値で計測される非トレーディング・デリバティブおよび借入の未実現損失純額は、5億米ドルであり、2008年度の未実現利益純額9億5,000万米ドルであったのと対比される。

2008年度末の水準と較べて、借入ポートフォリオの米州開銀のクレジット・スプレッドが狭まったことにより、2008年度の9億3,900万米ドルの収益と較べ、当年度は、約4億6,000万米ドルの損失となった。更に、ベシス・スプレッドの変動の影響により、約2億1,000万米ドルの損失を蒙った（かかる損失は、2億1,600万米ドルの貸出スワップにおける未実現利益により相殺された。）。

自己資本比率：米州開銀は、一定の財務比率、特に TELR を観察することによりその財務状態を管理している。2008年12月31日現在の TELR が 35.3%であったのに対し、2009年12月31日現在の TELR は、34.2%であった。この減少は、主として、68億米ドルの貸付残高および保証エクスポージャー純額の増加のためであり、一部、18億米ドルの TELR において使用されるエクイティの増加により埋め合わされている。このエクイティの増加は、主として、12億9,400万米ドルの業務利益および退職後給付制度の基金状態の5億600万米ドルの増加の効果を反映している。

米州開銀は、臨時的に請求払資本を40億米ドル増加する旨のカナダからの申出を受諾した。2009年8月に、カナダは334,887株の議決権のない請求払資本株式を引受け、これにより、米州開銀の通常資本に対するカナダの引受総数は、669,774株に増加した。従って、米州開銀の授權通常資本株式は、40億3,990万米ドル増加し、授權応募済8,702,335株により表章される総額1,049億8,000万米ドルとなった。米州開銀の支払済資本株式は変更されていない。更に、カナダの引受条件には、引受が臨時的なものである旨規定されており、カナダは、引受日から5,6,7および8年目の各日に米州開銀に株式の25%を譲渡により戻すことを要求されている。

退職後給付：2009年12月31日現在、貸借対照表上、退職後給付資産純額は、1億500万米ドルであり、2008年12月31日現在は退職後給付債務が、4億1,000万米ドルであった。制度の基金状態の5億1,500万米ドルの増加は、主に、前の値洗い損失の回復による5億5,800万米ドルの制度資産の増加を反映している。

2009年12月31日、年金制度および退職後給付制度の資産は、給付義務のそれぞれ107%および94%となっており、その前年度末は、それぞれ91%および82%であった。

抜粋財務データ

以下の情報は 2009 年度年次報告書中のマネージメント・ディスカッションに記載された詳細情報および通常資本の財務諸表に基づくものであり、これと関連付けて理解されるべきものである。

(ドル表示部分の単位は百万米ドル)

	12 月 31 日に終了の年度				
	2009 年	2008 年	2007 年	2006 年	2005 年
業務ハイライト					
承認済ローン・保証 ⁽¹⁾	\$15,278	\$11,085	\$8,577	\$5,632	\$6,448
総貸出実行分	11,424	7,149	6,725	6,088	4,899
純貸出実行分 ⁽²⁾	6,882	2,409	1,460	(2,527)	(325)
貸借対照表データ					
スワップ後の現金および投資純額 ⁽³⁾	\$20,204	\$16,371	\$16,301	\$16,051	\$13,717
ローン残高	58,049	51,173	47,954	45,932	48,135
承認済みローン中の貸出未実行分	21,555	19,820	16,428	16,080	17,000
総資産	84,006	72,510	69,907	66,475	65,382
スワップ後の借入金	57,697	47,779	45,036	43,550	43,988
株主資本金					
請求払資本 ⁽⁴⁾	100,641	96,599	96,613	96,613	96,613
（うち米国、日本、カナダおよび域外加盟国の 応募分）	52,329	48,287	48,302	48,302	48,302
払込資本	4,339	4,339	4,340	4,340	4,340
準備金 ⁽⁵⁾	16,335	15,105	16,013	15,468	14,387
株主資本総額	20,674	19,444	20,353	19,808	18,727
損益計算書データ					
スワップ後のローンによる収益	\$2,002	\$2,355	\$2,436	\$2,466	\$2,413
投資による収益（損失）	831	(973)	487	619	403
スワップ後の借入経費	951	1,764	2,135	2,070	1,733
貸倒引当金繰入（戻入）	(21)	93	(13)	(48)	(14)
非金利支出純額	609	497	518	436	385
業務利益（損失）	1,294	(972)	283	627	712
公正価値で計測した非トレーディング・デリバティブ および借入にかかる未実現利益（損失）純額	(500)	950	(149)	(384)	50
純利益（損失）	794	(22)	134	243	762
各種財務比率					
請求払資本のうち米国、日本、カナダおよび域外加盟 国による応募分に対する純借入額 ⁽⁶⁾ の割合	74.1%	69.3%	61.2%	57.9%	63.5%
インタレスト・カバレッジ・レシオ ⁽⁷⁾	2.36	0.45	1.13	1.30	1.41
対ローン ⁽⁹⁾ 株主持分 ⁽⁸⁾ 比率 (TELR)	34.2%	35.3%	40.2%	40.8%	37.3%
スワップ後の借入残高に対する現金および投資の割 合	35.0%	34.3%	36.2%	36.9%	31.2%
スワップ後の収益およびコスト					
収益比率計算対象項目：					
平均ローン残高	3.75%	4.85%	5.35%	5.22%	5.04%
平均流動投資	4.29%	(5.27%)	2.93%	4.39%	3.29%
平均収益資産	3.89%	2.14%	4.69%	5.02%	4.68%
コスト比率計算対象項目：					
当年度借入残高	1.78%	3.84%	4.92%	4.78%	4.07%
利用可能資金総額	1.32%	2.66%	3.36%	3.40%	2.92%

- (1) 2009年度については、8億米ドルの承認済貸付で年度中に取消されたものも含んでいる。
- (2) 総貸出実行分（元本返済済を除く。）を含む。
- (3) 売買投資証券の債権・債務および受領済現金担保支払債務純額
- (4) 2009年度については、2014年から2017年に償還される議決権のない請求払資本株式334,887株のためカナダから受けた資本引受40億3,990万米ドルを含んでいる。
- (5) 関連する累積の他の包括的収益を含む。
- (6) 適格流動資産（スワップ後）および特別留保資産を除く、借入（スワップ後）および保証総残高。
- (7) インタレスト・カバレッジ・レシオは業務利益（損失）を用いて計算される。
- (8) 払込済資本、準備金および貸倒・保証損失引当金から借入国現地通貨現金残高、加盟国からの受取債権純額（ただし、加盟国への支払債務を控除していない。）ならびに公正価値で計測した非トレーディング・デリバティブおよび借入の未実現利益（損失）純額を控除したもの。
- (9) ローン残高および保証残高純額を含む。
- (10) 幾何的関連時間加重リターン

開発業務

一般：米州開銀は、借入加盟国の政府および政府系法人、企業および開発機関に対し、それらの開発のニーズに適応した支援を行うため、融資および保証を提供している。融資および保証は、借入加盟国の地域でのプロジェクトを遂行している民間企業もしくは準政府系法人に対しても、融資および保証を政府保証なしで、またすべての部門において、米州開銀の貸出条件に合致する場合には、直接提供することがある。米州開銀は、また借入加盟国に対し、地域に対する全般的戦略に沿って、無償および起り得る回復援助のための融資を提供する。

開発目的：米州開銀の2つの主たる目標は、持続可能な成長および貧困の縮小ならびに社会的平等の促進である。これらの目標を達成するために、米州開銀は、その活動において4つの優先分野に焦点を置いている。

- ・開放的グローバル経済における発展のため国家の潜在力を増強させる指針およびプログラムに対する支援を通じての競争力の育成
- ・公共機関の効率化および透明性を強化することによる国家の現代化
- ・貧困層に対し、機会を拡大する社会プログラムに対する投資
- ・国々の製品およびサービスのより大きな市場を開発するために国家間の関係を創造することによる地域経済統合の促進

運営およびガバナンス

米州開銀組織再編：組織再編については、前記「米州開銀の組織再編」を参照のこと。

米州開銀の運営は、現在、総務会、理事会、総裁、筆頭副総裁、財務兼管理担当副総裁ならびにその他の役員および職員により行われる。

総務会：米州開銀の一切の権限は、各加盟国が任命する総務1人および総務代理1人から構成される総務会に付与されている。各加盟国の任命した総務または総務代理は、その加盟国が行使できる議決権を行使する。各加盟国は135票および、これに加えて、保有する米州開銀の資本株式の1株ごとに1票を有している。

理事会：理事会は、理事14人からなり、うち1人は、米国が任命し、1人はカナダの総務が選任し3人は域外加盟国の総務が選任し、残りの9人は借入加盟国の総務が選任する。理事は経済および金融に関する問題について有能であることを認められかつ広い経験を有する者である。理事はまた、米州開銀の多国間的性質に合致した価値ある多国間的な見方を米州開銀にもたらししてくれる。各理事は、不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する理事代理1人を任命する。理事は常勤であり、任期は一般に3年である。

総務会は協定により総務会に留保されている一定の権限を除き、理事会に対し、そのすべての権限を委譲している。各理事は、自己を任命した加盟国の票数（選挙により選任された場合は、自己の選出のために算入された票数）の票を投ずることができる。総務会および理事会に提出されたすべての事項は、協定上により高率の得票を規定されている一定の場合を除き、米州開銀の総投票権数の過半数による議決で決定する。

理事会は、監査委員会、予算・財務方針委員会、人的資源・理事会決議事項委員会、政策・評価委員会、プログラム委員会および倫理委員会を含むいくつかの常設委員会を設置している。

主要役員：総裁は、総務会により選任される。理事会の指揮の下に、総裁は米州開銀の通常の事務を行うものとし、職員の長である。総裁はまた、理事会の会合の議長となるが、投票権を有しない。ただし、可否同数の場合には、決定のための票を投じる。

筆頭副総裁は、理事会が任命し、最高執行責任者として4名の副総裁および上級職員を監督する。筆頭副総裁は、理事会および総裁の指揮の下、理事会が決定するところに従い、権限を行使し、および米州開銀の管理に関する任務を遂行する。また、筆頭副総裁は、総裁の不在または心身の故障の場合には、総裁の権限および任務を代行する。

米州開銀協定

米州開銀を設立する協定は、米州開銀を設立する国際条約であり、米州開銀の目的、任務、資本構成および組織について規定している。協定は、米州開銀が行う業務を概要および、これらの業務に関する制限を記載している。協定はまた、地位、免除および特権を設定し、米州開銀が利用可能な通貨の処分、加盟からの脱退、資格停止ならびに米州開銀の業務の停止および終了について規定している。

法的地位、免除および特権

以下は、加盟国の地域内での米州開銀の法的地位、免除および特権に関する協定の主要な規定の概要である。

米州開銀は法人格を有し、契約を締結し、不動産および動産を取得しおよび処分し、また訴えを提起する完全な能力を有する。米州開銀に対する訴えは、米州開銀が事務所を有している加盟国、米州開銀が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している加盟国又は米州開銀が証券の発行若しくは保証を行っている加盟国の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者は、米州開銀に対し訴えを提起してはならない。

米州開銀の財産及び資産は、米州開銀に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。米州開銀の財産及び資産は、行政上又は立法上の措置による搜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。米州開銀の文書は、不可侵とする。総務、理事、総務代理、理事代理、役員および使用人は、公的資格で行った行為について、訴訟手続から免除される。ただし、米州開銀がこの免除を放棄する場合を除く。

米州開銀、その財産、その他の資産および収入ならびにこの協定に従って米州開銀が行う業務および取引は、すべての内国税および関税を免除される。米州開銀は、また、公租公課の納付、控除または徴収の義務を免除される。

協定に基づき、米州開銀が発行する債務証券およびその利子は、米州開銀が発行したことのみを理由として債務証券に対して不利な差別を設ける課税、または債務証券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨又は米州開銀が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税には服さない。

米州投資公社

米州開銀の活動は、米州投資公社（以下、「公社」という。）の活動により補完されている。公社は別個の総務会と理事会を含む別個の統治構造を有する別個の国際機関であり、その 43 の加盟国はまた米州開銀の加盟国でもある。公社の目的は、主として中・小規模の民間企業の設立、拡張および近代化を促進させることにより、開発途上にある域内加盟国の経済開発を支援することである。

公社の基金は米州開銀から完全に分離している。2008 年度中に、公社は株式投資および貸付を含む 64 の業務を承認している。これらの業務の総額は 301 百万米ドルに達した。情報説明書日付までに公社は 34 億米ドルの業務を承認している。2008 年 12 月 31 日現在、貸付残高の総額は 904 百万米ドルに達し、株式投資残高の総額は 30 百万米ドルであった。

現在、米州開銀は公社に対して 300 百万米ドルの貸付を承認している。この貸付に基づく実行額は米ドル建となり、LIBOR ベースの利率を生ずる。2008 年 12 月 31 日現在、100 百万米ドルが貸付中であり、200 百万米ドルが貸出可能となっている。